

埼玉県医師国保組合の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る特別傷病手当金の支給について

【特別傷病手当金の支給対象になる方】

- 給与等の支払いを受けている被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができなくなった方。

【特別傷病手当金の支給対象にならない方】

- 自覚症状等がなく、医療機関を受診していない方。
- 自覚症状等がなく、PCR検査の結果「陰性」と判定された方。又はPCR検査を行っていない方。
- 自覚症状等がなく、業務に従事したものの、事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染したものが発生したこと等により、事業主の命により業務に従事しなかった方。
- 自覚症状等がなく、家族が感染し濃厚接触者になった等の理由により業務に従事しなかった方。
- 給与を満額受け取ることが出来る方。

ご自身が支給の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、まずは埼玉県医師国保組合にお問い合わせ下さい。

埼玉県医師国民健康保険組合

電話：048-824-2631

新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る特別傷病手当金の支給要件について

○対象者	<p>○次の条件の全てを満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与等の支払いを受けている被保険者であり、新型コロナウイルス感染症に感染、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、労務に服することができなくなった方。 ・ 給与等の支払いを受けられないか、又は給与等の一部が支払われる場合について、その受けることができる給与等の額が、支給額（この表の下記参照）より算定される額より少ない方。 ・ 3日間連続して労務に服することができず、4日目以降も休んだ日がある方。
○対象日数	<p>労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数とする。</p>
○支給額	<p>○算出計算式</p> <p>直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額 ÷ 就労日数 × 2 / 3 × 対象日数</p> <p>特別傷病手当金の額は、1日につき、特別傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。</p> <p>ただし、1日の上限額は30,000円とする。</p>
○適用期間	<p style="text-align: center;"> （令和3年12月31日まで延長） （令和4年3月31日まで延長） （令和3年9月30日まで延長） （令和4年6月30日まで延長） （令和3年6月30日まで延長） （令和4年9月30日まで延長） （令和3年3月31日まで延長） （令和4年12月31日まで延長） （令和2年12月31日まで延長） （令和5年3月31日まで延長） </p> <p>令和2年1月1日から令和2年9月30日までとし、入院等が継続する場合等であっても、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。</p>

※新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る特別傷病手当金の支給を受ける方は、同一期間において従来の傷病手当金の支給を受けることができませんのでご注意ください。